

第4回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

日 時 平成15年10月21日(火)午後1時30分開会  
 場 所 祖父江町総合センター  
 出席者

職名	区分	氏名	備考
会長	1号委員 (1市2町の長及び助役)	服部 幸道	稲沢市
副会長		友松 隆利	祖父江町
副会長		伊藤 勇夫	平和町
委員		吉川 昭	稲沢市
委員		伊藤 澄也	祖父江町
委員		織田 克己	平和町
委員	2号委員 (1市2町の議会議長が 指名した議員)	内藤 和秀	稲沢市
		大河内 明	稲沢市
		野村 英治	祖父江町
		天野 晋	祖父江町
		恒川 宣彦	平和町
		山田 武夫	平和町
委員	3号委員 (1市2町の長が選出し た学識経験を有する者)	鈴村 清	稲沢市
		塩田 郁夫	稲沢市
		鈴木 恵理子	稲沢市
		山内 孝三	祖父江町
		中村 治男	祖父江町
		片山 柚美子	祖父江町
		山田 勝	平和町
		柴田 隆史	平和町
委員	4号委員 (1市2町の長が協議し て定めた学識経験を有 する者)	堀田 裕美	平和町
		古池 庸男	共通

## 議事日程

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議事録署名委員の指名について

### 4 議事

#### <報告事項>

報告第1号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更について

報告第2号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について

報告第3号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会専門部会要綱の一部を改正する要綱について

報告第4号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会分科会要綱の一部を改正する要綱について

#### <協議事項>

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 新市の名称について

協議第3号 財産及び債務の取扱いについて

協議第4号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第5号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第6号 地域審議会の取扱いについて

#### <提案事項>

提案第1号 地方税の取扱いについて

提案第2号 一般職の職員の身分の取扱いについて

提案第3号 特別職の身分の取扱いについて

提案第4号 条例・規則等の取扱いについて

提案第5号 事務組織及び機構の取扱いについて

#### <その他>

・住民懇談会の主な意見等について

・合併協議会開催予定について

### 5 閉 会

事務局（大野紀明 事務局長）

失礼いたします。皆さん、こんにちは。

委員の皆様がおそろいでございますので、ただいまから第4回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます合併協議会事務局長の大野紀明でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、ご報告申し上げます。本日の会議には委員の皆様22人が出席されており、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第8条第2項の定足数を満たしていることを申し添えます。

それでは、開会にあたりまして、会長でございます 服部 稲沢市長から、ごあいさつを申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には、公私とも大変お忙しい中、第4回の稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、1市2町の23会場で開催いたしました住民懇談会につきましては、皆さん方のご協力をいただき、スムーズに進めていただきまして、ありがとうございました。

また、一昨日の合併シンポジウムへの委員の皆様方の参加につきましては、多くの参加をいただきまして、本当にありがたく感謝申し上げる次第でございます。

さて、本日の議事につきましては、継続協議となっております「合併の方式」、「新市の名称」及び8月27日の第3回協議会におきまして、ご提案をさせていただきました「財産及び債務」、「議会議員の定数及び任期」、また「農業委員会委員の定数及び任期」、「地域審議会」、それぞれの取扱いについて、ご協議をいただくものでございます。

また、「地方税」、「一般職の職員の身分」、「特別職の身分」、「条例・規則等」、「事務組織及び機構」についてそれぞれの取扱いにつきまして、ご意見を頂戴したいと考えておるところでございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。座って進めさせていただきます。

前回の協議会におきまして継続協議といたしました項目と、本日も協議を願う項目につきましては、いずれも重要な事項でございます。

委員の皆様方におかれましては、積極的にご発言いただきまして、1市2町の将来に向けまして、実りあるご協議をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局（大野紀明 事務局長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることになっておりますので、以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願いしたいと思います。

服部会長、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

始めに、「議事録署名委員の指名について」でございますが、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定におきまして、議事録署名委員は議長が指名することとなっております。

今回の議事録署名委員は、天野委員、柴田委員のお二人にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これより、議事に入らせて頂きます。

それでは、報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更について」から報告第4号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会分科会要綱の一部を改正する要綱について」まで、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

合併協議会事務局次長の渡辺義憲です。

よろしくお願いをいたします。

それでは、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更」につきまして、ご報告を申し上げます。

資料1ページをお願いいたします。

資料の左側の所に、対照表区分欄、1市2町の議会議長が指名した議員といたしまして、10月14日に 内藤和秀 様が稲沢市議会議長に、大河内 明 様が副議長に就任され、2号委員として新たに就任をしていただいたものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

報告が終わりました。

新しく委員に就任されました、内藤和秀 委員及び 大河内 明 委員にごあいさつをいただきたいと思います。

内藤委員からお願いを申し上げます。

内藤和秀 委員（稲沢市）

それでは、失礼をいたします。

ただいま、ご紹介をいただきました稲沢市議会の議長を務めます内藤和秀でございます。

先にご案内がありましたように、10月14日の臨時会において指名を受けましたので、私どもの稲沢市として、正副議長がこの協議会に参加をさせていただく、このように決めさせていただきましたので、今日おじゃまをしているわけでございます。

今までの議長とよくコミュニケーションをとりながら、稲沢市としましてもですね、いろいろと問題提起をしながら風通しのいい状況でやっているつもりでございますが、また、皆さん方のご指摘いろいろいただきまして、よろしくをお願い申し上げたいと思う次第でございます。

どうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

続いて、大河内委員にお願いをいたします。

大河内 明 委員（稲沢市）

ご無礼をいたします。

同じく稲沢市議会から参りました大河内 明でございます。

議長同様、一生懸命頑張らせていただきますし、また、この合併問題につきましては、真剣に取り組んで参りたいと思っておりますので、皆様方のご指導、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

それでは、報告第2号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会専門部会要綱の一部を改正する要綱について」から報告第4号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会分科会要綱の一部を改正する要綱について」まで、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

先ほど議長さんのほうで、最初、報告の2号から4号ということで、2号のほうが幹事会規程でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号でございます。

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程」について、報告を申し上げます。

資料3ページのほうをお願いいたします。

この件につきましては、平成15年10月1日付で祖父江町の人事異動によりまして、合併担当の合併推進局が新設されたこと及び幹事会の協議、調整に対応するため、1市2町の財政担当部長を幹事会のメンバーとして加えるため、規程の一部を改正したものでございます。

この規程は、平成15年10月1日から施行いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第3号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会専門部会要綱の一部を改正する要綱」及び報告第4号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会分科会要綱の一部を改正する要綱」につきまして関連がございますので、一括ご報告を申し上げます。

お手元資料の5ページと9ページでございますが、お願いいたします。

この件につきましては、祖父江町の10月1日付の人事異動に伴いまして、専門部会構成員の一人の追加と分科会構成員19人の変更に伴いまして、2件の要綱につきまして別表のとおり改正を行ったものでございます。

平成15年10月1日からの施行でございます。

それぞれ新旧の対照表につきましては、5ページから12ページまで添付をいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、報告を申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

報告が終わりました。

ただいま報告のありました事案につきまして、ご質問、ご意見がある方は挙手をして、ご指名された後にご発言をいただきたいと思っております。

ご質疑はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご質問、ご意見もないようでございますので、次に移らせていただいでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

第3回の協議会におきまして、継続協議となりました本日の協議第1号「合併の方式に

ついて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

13ページをお願いいたします。

協議第1号 合併の方式について

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する新設合併とする。

又は

中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する編入合併とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

この提案につきましては、両論併記をさせていただいております。

合併の方式につきましては、ご存知のように合併協議、あるいは事務事業を調整をする上での基本となる事項でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第1号の説明が終わりました。

事務局が申しあげましたように、これからの事業の根幹となります問題でございます。

どうかよろしくをお願いを申し上げます。

ただいまの提案にご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、恒川委員。

恒川宣彦 委員（平和町）

平和町の2号委員の恒川です。よろしくをお願いいたします。

この合併方式につきまして、いろいろご意見あると思いますが、私どもこの住民懇談会等々いろいろこう勉強させていただく中でも、肝心要のものが決まってないと、進まないという言葉が多々あるわけでございます。

従って、1市2町各々思惑はあると思いますが、首長で方針を決めていただいて、そう

して前へ進んでいかないと、いつまでたっても編入だ、新設だということでは、私は前へ進まんというふうに思っております。

ちょっと余分になりますけれども、ドラマを見ておきますと、大岡越前がこう、裁きをやられた時に、三方一両損というようなことで、お互いにこの歩み寄って話を進めて、最初に基本的なことを決めていただかないと、私ども住民に対して編入だとか新設だとか、新設ならどうなる編入ならどうなるという話をですね、きちんとできないということで、これは特例法で17年3月31日までに合併ということになりますと、もう決めていかないと前へ進まないように私は思いますので、首長さんでご相談願って、ひとつ案を出していただくことをお願いいたします。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、恒川委員のご発言がございました。

3人の首長でよく話し合えということですが、これらはまた、議会の議員さん、農業委員さんにもまつわる数の問題や費用の問題も関わることでございます。

他にご意見がございましたら、頂戴をいたしたいと思っております。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町の野村と申します。

祖父江町におきましては、特別委員会をつくりまして、その中でこの方法につきまして検討しました。

その中で今、先ほど首長の中で相談して決めていただければというお話でしたけれども、私達の委員会といたしましては、この方式については新設合併でお願いしたいとこういうふうに決まりましたので、それを無視して首長さんの中で決められるということになりますと、議員の立場がありませんので、そこはちょっと考えていただきたいなと思っております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

祖父江の野村委員さんのほうからお話がございました。

今のお話によりますと、新設合併でということ、首長も議員の皆さん方も17年3月

にはもう1回全員選挙ですよ、ということに解釈させていただいてよろしゅうございますか。

そういうことが意見の首長さん方の…………。

野村英治 委員（祖父江町）

あの、詳細については…………。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

野村英治 委員（祖父江町）

特別委員長がおりますので、お話しすると思いますので。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、じゃあお願いします。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町の天野でございます。

ある新聞に、早々と私どもの特別委員会の内容が報じられて、非常にお怒りを受けたばかりでございますが、他の所の議員さんからお怒りを受けたのですけれども。

この新設という形を特別委員会で明確にした背景、そういうことについては始終あるわけですけど、一つは私どもとしては、やはり住民合意というものがどういうふうに形成できるのか、ここだけが合併を推進する立場から、この住民合意、合併の障害になるようなことはできるだけ避けて通りたい、こういう考え方でありました。

それともう一つは、これは私の考え方も入るわけですけど、サービスの点で稲沢市、平和町、祖父江町、大きな違いが出てきています。

この現実というのは、過去の何十年来の行政スタイル、そういう所から生まれてきている問題だと考えています。

それを、じゃあ編入という形にした場合ですね、考え方が精神的なものかも分かりませんよ。

現実的にはいろんな擦り合わせをして、新しい素晴らしいまちを作ると、こういうことには変わらないわけですけど、編入をした場合に祖父江町の行政スタイルが否定されて、稲沢市の行政スタイルになるんだという受け取り方は、住民の皆さんは十分にあると思う。

そういう危険性があるということも一つありますし、また、編入が好ましいという考え方もありますけど、この考え方の背景の中に人口比率とか、そういうこともあるんですけど、また逆に言ったら3市町村で合併する場合のケースとしては、同じような規模であっても新設の合併のほうを取っているところもあると思う。

こういう現実の中だから、先ほど私自身の考え方として申しました過去の行政スタイル、これらの背景、それと私達としては住民合意を大事にしてこの合併を完成させたいという気持ちから、祖父江町議会としては、完成するために新設のほうを現時点ではお願いできないのか、こういうふうな考え方がありますので、十分に他市町の皆さんもそれから祖父江町の議会側は何をやっているのかというのではなしに、十分にご理解を賜りたいと。

確かに恒川委員が言われますように、できるだけこの点について方向性を決めたほうが作業が非常にスムーズにいくということが、私自身も十分理解しているわけですが、その点についてはご理解を賜りたいと、かように考えておりますので、よろしく願います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

他の委員さん、ご発言ございましたら、どうぞ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、内藤委員さん。

内藤和秀 委員（稲沢市）

稲沢の内藤でございます。

私ども2号委員といたしまして、前委員が出席をさせていただいておりました。

いろいろとお話を受け賜っておりますけれども、私どもとしましては編入合併をお願いをしたい、稲沢市としては編入合併でお願いしたい。

これは、私どもの議員のコンセンサスを得ておるところでございます。

どうかひとつ、よろしく願いを申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、内藤委員のほうからは、こうした意見でございます。

3号委員の方々からもご意見がいただければ、今の編入、新設等の問題につきまして、ご意見ありましたら頂戴いたしたいと思えます。

新設と編入との中身は、ご理解いただいておりますと思うのですが。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

ちょっと、新設と編入ではないのですけれども、祖父江の方にちょっとお伺いしたいのですが、この特別委員会というのは、全祖父江の町議会皆さんで作られている、そこで一応合併を推進という形で話し合いをされたということによろしいでしょうか。

住民投票という形のことは、どういうふうにもこれからもっていかれるのか。

先日の住民懇談会の時に祖父江町へ何箇所か行かせていただいたのですが、かなりその議会の中と住民の方の隔りがあるように見受けられたのですが、そのへんはどういうふうにもっていかれるのか。

まだちょっと始めに、その新設、編入の前に、そこをちょっとお伺いしたかったのですが、今日は。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

いいですか。はい、じゃあお願いします。

野村英治 委員(祖父江町)

祖父江の野村です。

そのことにつきましては、ご存知のように、町長は今回新しくなりました。

その中で、住民投票を行って推進を図ると、そういう公約で当選しました。

その公約の中で、今回、懇談会の中ではその質問が出ました。

そして、多分、新聞でも発表されておると思いますが、条例は12月に制定すると、そして、時期については基本的な擦り合わせ事項ができた時点、といいますのは、住民の皆様にも材料を出させていただいて十分理解をいただいて、その中でやりたいとそういう方向になっていると、私は思っております。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

先ほど、住民の皆さんと祖父江町の議会の考え方の違いということがあるのですが、住民がどういうふうな段階になるのか。

私ども議会サイドでいますので、若干なりともこの合併問題については、将来も含めて若干勉強をしてきている。

将来、不安を考えた上で合併を推進しようという格好で、今は議会の中は体制として合併推進の方向で論議を重ねております。

全員が合併推進かということそうではない所もありますけど、大多数としては、合併を推進していくというこういう考え方には変わりありませんし、それに基づきまして、住民の皆さんに理解をいただくような行動をそれぞれの議員達がしていると、こういうふうにご理解願いたいと。

これから、最終的には先ほど議長が言いましたように、町長の考え方として住民投票を適切な時に実施すると、こういう考え方にありますので、そういう形勢の中から何とでも合併を完成させたいと、こういう気持ちには変わらないということをご理解願いたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

いいですか。これから、合併を進めていく上で、費用積算をやっていきますと、編入と新設との費用の積み上げ、それぞれ中身等の問題もございます。

また、委員の皆さん方にもこの辺をよく理解をして、方向付けをしていかなければなりません。

新設合併の場合は、17年に全員選挙が行われます。

編入合併の時は、また特例措置等で議員の皆さん方の身分も若干延長され、そうした中での費用の積み上げがされるわけでございます。

そうした点で、今、事務局が非常に困っておりますのが、その方向付けが固まらないと、費用積算ができないと、将来に振り分ける時、財源もこうした中で見出していく、また制度を活用して将来の新市計画、それから多くの項目の事務事業を進めていかないかという状況にありますので、これらにつきましては、慎重にご審議をいただいて方向付けをしていただかなければならないというふうに考えておりますので、委員の皆さん方にも……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

吉川 昭 委員（稲沢市）

すいません。稲沢の吉川です。

今、大変失礼ですけれども、祖父江町の方から、議会で決めたというお話ですけれども、そうするとこの協議会のこの場は、どういうことになるかと。

少し祖父江さんの言われるのはもう少し大人になって、乱暴な話じゃないかと思えますね。

やはり新設、編入、両方をこれらを併記して、これらは議論がなされているわけですが、最終的には議会の議決ということは、十分理解しておりますけれども、祖父江の議会は新設で決めたのでついて来いというのは、もう少しこの場でも、これからは首長を含め、議員さんを含め、もっと議論すべきことではないか、というふうに私は思いますので、もう少し、両方とも決めた、決めたと言わずに、お互いにもう少しの時間をかけて、話し合いをして進めていかないと、片一方、両方とも決めてしまったと言っているのは、合併ができないような状況になりますので。

議会も大切です。最後の議決をいただくのは議会でございますけれども。

仮に、そうすると今、祖父江さんは議会で決めた新設で、稲沢が編入で決めたとなると、これはもう合併そのものがお流れになりますので、もう少しお互いに時間をかけてもいいので、これはこういう場でも皆さん委員がおみえになりますので、議会のことばかり言っておらずに委員の皆さんの意見も聞く中で、もう少し時間をいただいて進めたらどうかと思えますので、そのように会長さん、お取り計りをお願いしたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

大変、表現が短絡的な表現を使っておりますので、そういうふうなご理解をされているのかも分かりませんが、この協議会の中で、新設でお願いしようという立場であること、新設じゃないと前へ進まないという論議ではないこと、それだけ、ご理解賜りたいと思います。

祖父江町議会としては、新設で協議会にお願いにいていこうと、こういうことですので、誤解のないようにお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、天野委員からお話がありましたように、この問題はそれぞれの市町に関わる根幹的

な問題でございますし、この合併協議会の細部にわたっての根幹的な問題となりますので、やはりよく意見交換していただいて、それから将来に向けての問題として、方策を練り上げていただかなければなりません。

今は、新設、編入、両論併記になっておりますが、更にまた意見交換しながらお願いをしていかないかと考えておりますが、よく検討する機会をいただいて、更に深めてまいりたいと思っておりますが、そのようにさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

恒川宣彦 委員(平和町)

だからね、いつまでも話をして、中身に入って一步も前へ進んでいかんでもいいの。

今の稲沢さんが、編入だという話をされたらどうするの。誰が配慮するの。

今日始まった会議ではないじゃない。

何回かやってきてですね、その中でお互いに譲り合い、そして明日の新しい市町をつくるように前へ進めていかなければ、これはできないと私は思います。

いつまでも話し合いで、今、助役さんがきついことといやらしい話をされたけれど、決めなければどうやって前へ進むの。

祖父江さんの中身に私はとやかく言うつもりはありませんけど、住民懇談会に首長さんが説明しますと、懇切丁寧に言ってみえました。

それはそれでいいと思いますが、そしたら、その資料を作るのにいつまでかかるの。

編入だ、新設だと言ったら、いつ作れるの。

だから僕はそこを懸念してですね、決める時には決めて、前へ進んで下さいということで、私どもも議会としてですね、編入だ、新設だ、いろいろ言ってみえましたけど、決めてもらわんことには、これではよろしいですかと言って前へ進めえせん。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局のほうで今の編入、新設の場合の費用比較できますか。

皆さん方、委員の皆さん方にご披露をさせていただいて協議を願う、そんな所までは今日ではできないでしょ。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい。そのような資料は、持ち合わせございません。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、申しあげましたように、そうしたものをお示しして、このほうが将来のためにはベターだという方向付けを委員の皆さん方をお願いをしていかない限り、編入、新設の意見だけ、こうした議会理事者、職員の問題まで関わって、費用の問題を積み上げない限り、皆さん方にご意見を求めることはどうかと思いますが、事務局のサイドではどうですか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

事務局サイドのほうは、早く決めていただきたいと、その一言に尽きます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

いや、それは、分かっておるのですが、何を示して……。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

いや、事務局のほうでは、その方式のことにつきましては、申しあげることはできません。

議長（服部幸道 稲沢市長）

いえいえ、掛かる費用、新設の場合はいくら掛かって、首長、議員さん、農業委員さん、全部が選挙をやった場合の費用比較等を示して、意見が求められるのか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

それにつきましては、早急に資料のほうは作成をいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それを示して協議を願わない限り、方向付けが、金掛かっても今の話で、どうですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

事務局（大野紀明 事務局長）

事務局の大野でございます。

ただいま、会長のほうから話がありましたように、私ども今、8人体制で事務を整理しております。

ここへ来てですね、17年3月1日が合併目標期限と決まりました。

それから逆算をして今やっておりますけれども、それらの作業というのが、簡単な話ではございませんので、事務作業が膨大になります。

いわゆる二系列で作らなければならない、これは事務屋の不安でありまして、今、毎夜9時以降までやっておりますけれども、それらを更に延長しなければいかんと、そうすると、事務局体制の充実もお願いしなければならないと。

できることについては出しますけれども、なかなかそういうことについては、難しい状況だと、そういうこともご理解いただきながら、資料についてはお示しできるものがどういふものがあるのか、研究して検討させていただきたいと思います。

以上です。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

古池庸雄（愛知県尾張事務所長）

私のほうから、少し参考になればと思ってお話させてもらいますけれども、確かにこの合併の方式というのは、重要項目の一つでありますけれども、合併の方式だけを論ずることはいかなものかという、些かそんな気がいたしております。

確かに合併の方式は、編入あるいは新設という二つしかありませんので、非常に酷な話でありますけれども、ただ、今日、お話を伺っておりますと、市町村合併については皆さん推進だというような形の中で、進められているというふうを受け賜りました。

そして、とりわけ祖父江さんのほうですと、町民の方の合意というようなことがあります。

それも確かに必要でありますし、それはやっていただかなければいけないのですけれども、そのか×か、つまり新設か編入かだけの合意というのは、おそらく住民の方に求めるべき筋合いでもないような気がいたします。

それは、市町村合併をすることによって、いろんなメリット、デメリット、あるいはどこぼこがあると思いますので、そうしたことをこれからいろんな協定項目という形の中で詰めていっていただくわけでありましたが、そうしたトータルの中でお考えいただいたらいい

かなものかという気がいたします。

そして、住民の方にはそうした全体のことをお話する中で、ただ単なる新設であるとか、吸収であるとかということではなくて、トータルでこの新しい市町がどういうものになるんだ、その中でそれぞれの市町がどういうふうに、あるいは変えなければいけないのか、あるいは持続できるのかというようなことの中で、判断をする材料をそうした中で、積み上げる中で、合併についての最終的な取り組みを判断されたいかなものかな、というような気がいたします。

要は、この市町村合併によって、その市町が新しい市を作ることでありまして、新しい市をこれから皆さんの合意のもとに作っていくわけでありまして、形はいずれかの方法を採用わけでありましてけれども、そこに流れている精神は、今日お話を受け賜っておりますと、すべて対等の精神でやろうじゃないかというようなことに尽きるわけじゃなかろうかと思っておりますので、そうしたところで少しお考えをいただいて、もう少し時間をかけて説明できる、あるいは住民の方にある程度、納得がいただけるレベルまで議論をしていただいた中で、決めていくのも一つの方法であらうと思っておりますが、今日ここでというのは、今、事務局のお話を聞いていますと、すぐその判断できる材料までおそらく無理だろうと思っております。

従って、もう少しそのへんのところは他の事業計画を踏まえながら、判断されるのも一つの方法じゃなかろうかと思って、提案をさせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございます。

今、尾張事務所の所長さんのほうから、そうしたご意見もあります。

いわゆる早急に方向付けするということも、まだ他の加味をしていかないかん事項もありますが、もう少し時間をかけてお願いをしていこうと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町の天野ですけど、所長さんが言われましたように、そういう時間をかけてトータルとして物を判断する材料というのは、祖父江の町長もそういうふうな提供の仕方をした上で判断を仰ぐと、こういうふうな考え方を当初から申しておりますので、そのように継続した形でお願いしたいと。

私どもとしても、現時点においては新設でお願いしたいという背景としては、先ほど二、三、申し上げましたが、そういうふうな背景がございますので、是非、稲沢のほうからも稲沢市議会の皆さんが編入という方式ということを明確にされておりますので、その背景として、今後、議会の中で編入でない困るという内容についてお聞かせ願えれば、私どもも祖父江町の議会の中で、稲沢の立場としてはこういうふうな考え方があるから理解してほしいと、こういうふうな話もできるのですけれども、ただ人口比率等の話、それから事務経費の節減、合併にいたる事務経費の節減、こういうところしか見えてきていませんので、是非ご提供を今後お願いしたいなと、かように考えますので、よろしく申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。先ほど天野委員からもお話がありますように、やはりこれまでの意見の交換の中では、やはり少しでも経費を安くあげるには、こういう方策もあるという中での話をさせていただいて来た経緯は、確かにございます。

決して平等性を欠く審議はしておりません。

やはり皆さん方のご意見をいただく中で、皆さん方が調整をして方向付けをしていただかなければなりません、最終的には関わる住民の皆さん方に及ぶことでもございます。

そうした点で、やはり少しでも経費を生み出して、事務を簡単に済むような方策も、ということでの今日までの編入、新設等の議論だったと思います。

よくこれらの問題につきましては、更に詰めさせていただいて協議を申し上げ、委員の皆さん方にも判断を求めていきたいと考えておりますが、この問題につきましてはもう少し協議をさせていただくということをお願いができないかなと思っておりますが、いかがでしょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

尾張事務所の所長さんに言葉を返すようで申し訳ないですけど、私はですね、最初から、いわゆる擦り合わせ事項が当初 800 項目ぐらいあったと。

ところが、やりかけたら 2,000 項目あるというお話を聞いているわけですが、その中で擦り合わせ事項をやっていけばね、自ずとそれはできるということを前の第 1 回か第 2 回に申し上げているつもりですが、もう今ね、言われているようなタイミングとか時間とか

いうものが、果たしてあるでしょうか。

今、事務局が言うように、編入の場合と新設の場合の資料を作っていかなければいかんだろうということを言っておるわけですが、私どもは先ほど申しましたように、編入にしる、新設にしる、皆さん方にお決め願ったら、議会の皆さん方にご報告申し上げて、ご協力を願おうという体制をとっておるわけですが、これが決まらないとですね、先ほど言ったように話ができません。

だから、今決めよということよりも、首長さん方で方向付けをして下さいと、そして、それに基づいて論議を交わしていきゃいいということですが、これでは前へ進んでいきませんよ。誰が話の仲介をとるの。

前へ進むのだったら、誰かがやっぱり犠牲的な精神持って、理想的な考え方を持って話せな、前へ進めないがね。

以上です。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

副会長(伊藤勇夫 平和町長)

伊藤でございます。

今、稲沢市、祖父江町さんのお互いの意見を代表者からお聞きをいたしました。

私ども恒川委員がいろいろおっしゃっております。

先ほどの話を確認するわけですが、祖父江町の町長さんがこの12月に住民投票の条例を提出すると、このようなこと、私、今日初めて聞きましたが、その条例を出されて住民説明会で住民にお互いに納得していただいてという中で、合併のいわゆる是非を問う住民投票をするということですが、先ほど来、いろいろ住民に説明をしてということですが、今までのこの協議の中では、3月を目途に新市の建設計画を発表し、そしてそれで住民の皆さんに再度理解を得て進めていくというようなことで、今日までこの会は進んでおると、このように理解はしておりますし、それが期限のリミットかなというふうに、私は個人的に思っておるわけですが、先ほど来、住民に説明するとか、時間がないとかおっしゃいますけれども、そのへんがどんなへんですか。

それをはっきりしないとですね、編入だ新設だというのは、もう議論の、結論は出ませんので、先ほど皆さん聞いてみえたように、祖父江町は住民投票条例を町長が12月に出すと、こうおっしゃっておりますので、それから住民の説明をして、そして投票ということですが、今の予定ではリミットと条例で、いつ頃を期日に住民投票にもっていかれるの

か、そのへんも大いに関係すると、私は先ほど来聞いておりますが、そのへんはこの場では、それを求めるのは酷でしょうか。

会長さんどうですか。

議長（服部幸道 稲沢市長）

会長がちょっと答えるわけにはいきませんので、祖父江の町長さんお願いします。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

はい、祖父江の町長でございます。

先ほど来、まず事務局に申し上げておきますが、私の考えを。

先ほど言いましたように、合併というのは非常に大事な要件でありますから、事務局が決まらなると事務的に大変だからということで、編入か新設かこれを早く決めてもらわなければ困ると。

こういう問題はやはり住民に対する、ある意味では事務局サイドの判断だけでこういうものを決めるべきではないと、私はまず一つ、それは申し上げておきます。

それから住民投票の関係については、これはやはり現在、住民の方々が、私どもでいうと町民の方々が、この合併に対する判断材料がまだお示ししていない。

各住民懇談会においては、行政サービスの内容についての差がありますよと、こんな説明をしておりますので、これが新設か編入かを決めないといけないということではなくて、現在これはこの段階で進んでおりますから、概ね10年先の財政計画も今、その中で計画を作りつつある段階ですので、その方向付けが出た段階で、やはりその情報をきちんと皆さんに提供して、そして住民投票を行うと、これは私の考え方でありますので、先ほど言いましたようにそういうことを考えますと、住民投票の条例については、来る12月議会には議案としては上程したいと、こんな考え方を持っています。

従って、今のこの合併協議会の中のスケジュールからいきますと、3月、早ければ2月の下旬になるのか、3月の上旬程度だと思いますが、そのへんの方向付けができるというふうに私は理解していますので、その段階で住民投票で皆さんの総意を問うという考え方がありますので、くどいようですが、その事務局サイドでやれないから早く決めよというだけの理由としては、私としては、ちょっと理解しがたいと思っております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

吉川 昭 委員（稲沢市）

事務局ばかりじゃなくてですね、やはり新市の計画を作るには財源が伴う話ですので、それに基づいてやはりいろいろなことが出てくるものですから、例えば乳幼児の就学前までの問題でもですね、高くなる安くなるではなしに、これ町長さん自身もですね、住民の皆さんに痛みも感じていただかなければいかんと、これ1市2町同じだと思うのです。

レベル的にやろうと思うと、いい所もあれば悪い所もあると思うんです。

だから、そういうものを進めていくについて、いろんなこと、例えばですね、新設合併でいきますと議員さんも特例を使わずに34人で、これも決める問題ですけども、選挙をやると、そうすると費用がどれくらい浮くと。

今の話で、トップも3分の1になりますので、浮くと言う話。

これは既にお話してありますけれども、議会とトップだけで1億8千万浮くと、そういう問題もですね、それによって住民サービスをどういうふうにやっていくのかということも出てくるものですから、やはり決めるべきことは決めていかないと、確かにこの新設だ、編入だと、これ住民サービスは私自身はですね、新設でいけば一番皆さんがいいと思うのです。経費の節減から言えば。

けども、最終的には議会の議決が必要ですので、議会の議決が得られないようなことをいつまでもしゃべっていてもですね、これははっきり言って申し訳ないのですけれども、編入だ、新設だと言ったって、おそらく最終的には議会の議員さんだけの話になると思うのです。

住民の方がどうこうという話よりも議会の議決をいただかなければできないことですので、やはりもう少しですね、そういう意味も含めて、いろんなこともやっぱり財源があってこそ新市の計画ができるので、そこらのところはですね、やっぱり財源が伴わなければ、いくらいい提案をしてもこれはできませんので、ひとつそういう意味も含めて、今、私が申し上げたのは理事者もそうですけれども、議会ともう少し話し合っていったらどうだと。

それによって確かに新市の計画の中で、祖父江さんがそれを示して、住民投票をやられると、その結果によっては、新設だ、編入だと言っている、住民の方が反対だとなればこれはできない問題だと思いますので、そういう点を含めてですね、もう少し、ここであまり刺激しなくてですね、お互いにもう少し勉強した中で、議会と理事者とコンセンサスを得て進めていくという、先ほどトップ同士で話したら議会が決めちゃったでいかんというような話に、もう少しそこらのところをひとつご理解をいただいて、進めさせていただいたらどうかと思いますので、編入方法は事務局だけの、確かに事務局は大変です。

私も幹事長をやらせていただいておりますけれども、今の財源が今だけでやってきまして、いろんなことまだ詰めてありませんけれど、7億か8億を浮かせるためにはどこを削ったらいいか、やっぱり削るものを削らないと、これはサービスもできませんので、そう

いう点においてですね、もう少しご理解がいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
他に、ご意見ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）  
はい、どうぞ、内藤委員。

内藤和秀 委員（稲沢市）  
稲沢の内藤でございます。

ただいまは、また伊藤町長からお話がありました。

来年の3月を目途にということではありませんとですね、17年の3月1日、せっかく決めた基本4原則の内の二つは決まっておりますね。

基本4原則はあくまで基本でありますから、基本を先に決めなければですね、全く砂上の楼閣ということになりかねないということは、ご理解いただけるだろうというふうに思います。

また、先ほど天野議員からも、祖父江のほうは必ずしもそうではないよと、議員の総意はそうであるということではあるけれども、というお話もありました。

話し合いの余地もあるということであれば、もう少し、そんなに長いこと時間はとれないと思いますけれども、今年いっぱいくらいはですね、余裕をいただくにしてもですね、12月にはやっぱり、きちりとしたこの編入方法についても結論を得ていったらどうか、というふうに思います。

そうでないと、後のほうが詰まっておりますとですね、事務局のための云々じゃないということは言ってみえますけれども、二重にですね、余分にですね、苦勞することもないし、きちりとした姿で、この間、先生の講演がありましたように、いい合併をしたいからこうしてみんなが寄り集まっているいろいろお話しをしておるわけありますから、是非ともいい合併をさせていただきたいと、このように念願するものであります。

以上であります。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
今、お話がありますように、それぞれもう少し議論を深めていただかなければいけません。

先の住民懇談会におきましても、早い時期に詳細にわたって詰め合って、3月までにまとめ、もう一度こうした住民懇談会を求めます、という説明も現地でさせていただいております。

それまでには、まだ、膨大な協議を必要とするわけですが、何におきましても財源を求めながら進めていく合併でございますし、少しでもスリムにしながら住民の期待に応えるように努力をしていくのも、我々の役目ではなかろうかと願うわけでございます。

ただいま話がありますように、この問題をもう少し協議をさせていただいて、委員の皆さん方の合意の中で進めさせていただきたいと思いますが、今日のこの問題につきましても、もう少し時間を頂戴して、早く協議を深めていくようにしたいと思いますが。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

しつこいようで申し訳ございませんけど、祖父江町として、例えば住民サービスの擦り合わせ、財源の問題、こういうものを度外視して方式を云々言っているわけではないということ、十分ご理解願いたいし、それからまた、今、皆さんの方からのお話を聞いていますと、とにかく時間を掛けるということが、祖父江町サイドが折れるというふうな見方、そういう見方でしか、私、残念ながら聞こえないのですよ。

時間を掛けて祖父江町の議会なり、祖父江町の理事者側が考えると、こういうふうにし受け取れないものですから、私自身はここにお集まりの皆さんも含めて、その関係団体の中でこういう状況に祖父江町は入っていると。

だから、稲沢市では、平和町ではこの問題についてもう一度検討していただくと、お互いに検討すると、こういう対応を是非要望しておきます。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

他にご意見ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

もう一度、祖父江の町長さんにお伺いしたいのですが、その12月の住民投票を採用される場合は、その編入、新設ということをどういうふうに住民の方に選択肢を設けて、その住民投票をされるのでしょうか。

そこで、かなり変わってくるような気もするのですが。

それから、祖父江町としてということではないのですが、合併するにあたって新設でいくから合併しましょうとか、そういう形で住民の方に選択肢を設けていくのか、ただ合併を推進しますか、どうしますか、という形で住民投票をとるといったのか、そこらへんはどういうふうにお考えなのでしょうか。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

はい、祖父江の町長です。

今の考え方としては、住民の方々に、新設か編入かと、こういうものを問うというような考え方は、私は今の段階では持っておりません。

従って、先ほど言いましたように、今、事務段階において、それぞれの分科会等において、現在、各事務事業擦り合わせをしておりますので、そういうサービス内容が、今の財政計画からいくとこんなサービス内容になりますよという情報の提供、それから、新市の建設計画についても、将来的にはこういうビジョンでいきますよと。

そういうものの中で、情報提供した中で、やはり合併に対する是か否かを問うというような住民投票だと、そんなふうに関、自分の腹の中では考えておりますので、その編入か新設かということについての問いをするという考え方は、現段階では持っておりません。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

鈴木 恵理子 委員（稲沢市）

では、この間の住民懇談会の資料をだいたい、それをもう少し詳しくした内容で、判断材料にされるということですか。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

はい。前回の、今この17日までで終わりました住民懇談会、これが現在の各1市2町の行政サービスの差が出ていますので、概ねそういうものがどういう形になるのだということは、やはり皆さんに示すべきだと。

そしてスリム化したものについては、その新市の建設計画の中で、将来の祖父江町の姿、そして、住民福祉がこういう形で行政サービスができるのだということの情報としては、

将来的にはそういう情報が3月の下旬から2月の下旬にはできるのではないかなという、私は考えを持っております。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

事務局(大野紀明 事務局長)

事務局の大野でございます。

今、いろいろ新設、編入の合併のお話をさせていただいています。

事務的な話をさせていただきますと大変恐縮に存じますが、いわゆる17年3月1日に期限を決めていただきました。

祖父江町さんの住民投票もされるということで伺いました。

私ども事務レベルで言いますと、いわゆる新設合併、編入合併、その時は先ほど、うちの吉川助役委員が言われましたけれども、結局、財源の問題が出てくるのですね。

その財源をどう住民の方にご提供申し上げようかと、これがまさしく、今、調整をやっておる状況の中でございますので、これは12月までくらいに決めないと、新市の計画が作成できないだろうと。

例えば、その中には新市の計画には、この前の住民懇談会でもお話申し上げましたように、県の事業も入れると、従って、県の事業は、このようにお願いしたい。

ただし、新市の計画はこのようにするから、県のほうもお願いしたい、という願いをする時に、いや、まだ合併の方式も決まっていないうし、当然それは今度、住民の説明会をする時には合併の方式まで示さなければなりません。

その時に、例えば、議員さんの数はどうなるの、その時は説明としてですね、議員さんの数はいくつできますということを話さないと、住民の方もご納得できないし、私ども事務屋としては、その財源でもってこの事業をやると、はっきりとした説明も必要ではなからうかと。

そうしますと、いつまでも、事務的にはですね、合併特例法の期限内にしようとするのと事務的には相当厳しいと。

また、住民懇談会でも、3月には住民説明会をしていただくということになっていましたので、ある一定の方向を出していただきませんと、例えば、議員さんの数は60人でいきますよ、2年間いきますよということなら、これ2年間60人で計算します。

いや、34人でいきますよ、と言われたら34人でいきます。

その二つの資料を作って住民懇談会には臨めませんので、どちらか一方に決めてですね、

前へ進ませていただきませんと、事務的に言っても申し訳ございませんが、この決められた日程、それについては大変至難だと思っていますし、そのへんのところもご配慮いただきながら、ご協議を進めていただきたいと思います。

失礼いたしました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、お話を聞いていただいたとおりでございます。

新設、編入をする場合には、それぞれ費用がかかると。

それから、また住民の皆さん方にも詳細に渡って、細部にわたる、今、部会の詰めもこれから審議いただくわけでございます。

そうしたことを踏まえて、方向付けだけは早くしてほしいという事務局の意見でございます。

これを終えてから住民投票をやる場合には、ちょっと時間が掛かりすぎるのではないかなと思うのですが、こうした場合、所長さん、どうですかね。

というのは、今のお話のように新設、編入によりまして、それぞれの市町に関わります経費が相当変わってまいりますので、それを差し引いてそれを含めて財政計画を立てなければならないこととなりますので、本来なら聞くところによりまして、合併問題の住民投票は、するのかもしれないかだけのことであって、中身のものはもう少し最終的に、今の話で、どの時点でそうしたことをね、今までの経験の中でどのくらい時間がかかるのか。

古池庸雄 委員（愛知県尾張事務所長）

具体的な調整、事業調整をする時、確かに財政計画というのは根幹になると思います。

その時に新設であるか、あるいは編入であるかによって、かなり決め方としてはたぶん決まってくることは否めないと思うのですね。

しかし、それで皆さんお悩みになっていると思うのですが、本当にそういうことなのでしょうかね。

どちらかの、その調整する時に、どちらかの案を採るというやり方も一つはありましようけれども、住民にとって一番いい、例えば少なくとも要件が、人口要件1個取って見てもかなり変わってくるわけだから、一つの所でやっていたことをそのまま大きくした時に普遍していいのかどうかということも、また検討する余地がありましようし、だからそこをむしる議論するのが、それぞれ事業の擦り合わせじゃないかなという気がいたしております。

だから、私がさっき合併の方式は、白か黒かつけなければいけないという意味であるのですけれど、そのへんを勘案して具体的にそういうことをやる中でどうあるべきか、というのが出てくるような気がいたします。

それは、先ほど恒川委員のほうからも言われました。

確かに最初そうだったんだけど、今、時間的な問題は確かにそこで掛かるわけでありませぬ。

ただ、おしなべて数百項目、数千項目すべてをそれでやるという話ではないものですから、ある程度、その自ずとこう皆さん方、既にこの地域のことご案内ですので、その地域の中でやらなきゃならない、つまり重点的にやらなきゃいけない項目というのは、たぶんあるだろうと思っていますので、そういうことを具体的に話す中で、歩み寄るといっているのではないのですが、そこの中での調整的な線を出される中で紐解いて、合併のあり方はこの方がベターだなあというようなあり方もあるんじゃないかなと思うんですけども。

ただ、性急に白か黒かという、ただ、今どうも聞いていると、弾けちゃうような気がいたしますので、そこへ少し知恵を出していただいたほうが、いいような気がいたしますけれども。

私のほうからは、この分については正直言って、難しいかなと思って苦慮しておるんですけども。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ご承知のような、今、ご意見いただくような問題があるわけでございます。

先ほどからお話をしておりますように、新設、編入にしましても、それぞれの費用問題もありますので、これらをもう少し事務局で詰めてもらって、更に詳細にわたっての方策、例えば委員の皆さん方がご理解いただければ、編入方式なら編入方式、どちらの費用が掛かるか、新設どちらの費用が掛かるか、掛かるほうの費用を見積もってみて、それから進めていくのも方策かなということが、私が考えることでございますけれども、そんなことをふと思っただけですが、やはり事務事業も進めていかなければいけません。

例えば、編入なら編入のほうで試算をしてみたらどうだと、併せて新設の場合の費用も積算したらどうだということを進めさせていただければ、今、ここに挙がっておりますように両論併記という形になっておりますが、いずれも費用比較だけはさせていただいて、再度皆さん方に協議を、ご意見をいただくような方法を進めさせていただいたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

（発言する者あり）

はい、すいません。委員の皆さん方からそうしたご意見もございませぬので、ここで10分ばかり休憩をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

( 10 分間休憩 )

議長 ( 服部幸道 稲沢市長 )

休憩前に引き続きまして、協議をお願い申し上げます。

ただいま、議題となっております合併方式につきましては、2号委員さん、また会長、副会長で協議をよくさせていただいて、皆さん方の希望に沿えるようお願いをしたいと思います。

古池委員さんのほうから何かありましたら、はい。

古池庸雄 ( 愛知県尾張事務所長 )

先ほどから伺っていますと、やはり住民の説明とかですね、それが段取りされておるようでありますし、タイム的に見てもかなり逼迫した中で進められておると思いますので、12月にそうした形の中で方向をですね、ある程度明らかにしないと、先ほどもちょっと事務局と話をしていたのですけれども、事務方の流れというのがひとつ重要な要素を占めるものですから、従って今、会長さんがおっしゃられました、市長さん、町長さん方、それから議会の方で早急に決めていただいでですね、できれば12月にそういう対応ができるように、今日のそれぞれ申し上げた、あるいは意見がありましたことを踏まえて対応していただけるとよろしいかと思っておりますので、いずれにしても十分、事務方の説明時期、例えば住民の方に説明されるには、それ相応の中身を説明しないと、それ自身が意味がないものですから、住民への説明というのは中身があつての説明でありますので、それに事務局が耐えられるだけの時間的なものを十分踏まえて、早急に結論を出されるように私からもお願いをしておきたいと思っております。

議長 ( 服部幸道 稲沢市長 )

ありがとうございました。

ただいま、古池委員さんの方からもお話がありましたように、早く調整をされるようにということでございます。

また、理事者、また議員の皆さん方にもこうした点ご理解いただいで、話を歩ませていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の協議第2号「新市の名称について」をご説明申し上げます。

事務局 ( 渡辺義憲 事務局次長 )

15ページをご覧ください。

協議第2号 新市の名称について

新市の名称は稲沢市とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

この協議第2号につきまして、ご意見を頂戴いたしたいと思います。

ご意見ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、野村委員。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町の野村です。

このことにつきましては、前回、前々回と小委員会を、この特別なね、この名称を決める小委員会を設置してやっていただきたいと、そういうようなお話した経緯がありますので、そのことについて事務局サイドでは、どのように諮られたのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、事務局、説明をして下さい。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

そのような、先回、提案をさせていただいた事例かと思いますが、お話が出ておりまして、当然、今、そういうお話でございますので、それを含めてですね、議題としていただいて、ここでご協議いただく内容というふうに理解いたしております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ご意見ございましたら。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、恒川委員。

恒川宣彦 委員（平和町）

先ほど祖父江の議長さんが言われましたが、私もその時にですね、公募でお願いしたいというお願いをしていたわけですが、できることなら公募で決めていただきたいというふうにお願いをしておきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

公募でというご意見でございます。他にご意見のある方。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

事務局（大野紀明 事務局長）

事務局の大野でございます。

今、小委員会で、という提案がございました。それから公募で決めていただきたいというお話がございましたので、事務局で案を作りまして、またお示し申し上げたい。

いろんな支障があると思いますけれども、小委員会についてはどの程度にするのか。

そのようなこと、全体でしたほうがいいのか、22人でやりますので、そのへんのところは、今日ちょっとお話を決めていただいて、それで私どもとしては決めていただければ、それに沿って事務を進めさせていただきたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

恒川宣彦 委員（平和町）

私はですね、公募というのは、いわゆる1市2町の住民参加という重要なことをやってほしいと、そうでないと、すべてトップのほうで決めてしまったというような、住民に対してね、やはり協力していただくと、住民参加ということで、私はあえて公募でひとつお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。他に。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

小委員会の関係についてですけど、あらためて公募の小委員会というのを設置する必要性というのは、私自身は感じませんので、企画部会の中で公募方式という格好で、いわゆる公募によってこの合併問題というものを住民の皆さんにもっともっと理解していただく、そういうチャンスとして是非、企画の中で結構ですので、今の時期に公募ができるようにできるだけ早急に気運が上がる方向で、公募を実施していただきたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局、何かご意見ありますか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい、公募の案につきましては、提出をさせていただきます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、鈴木委員。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

すいません。稲沢市の鈴木ですけれども、私の意見ではなくて、前回、住民懇談会にお伺いした時に、ある一人の住民の方がおっしゃられたのですが、商工会議所というか、商店さんの方なのですが、要はその名前を変えるということで、全部その伝票やらそのちょっと細かいことですが、すごく費用がかかると。

それは平和の方がそういうふうに言われたのですが、住民懇談会で聞いたので。

やっぱり、今、経費がない中で、そこらへんをもう少し踏まえて、公募は公募でいいと思うのですが、結局公募するにはまたお金がかかるということですよ。

例えば、稲沢市平和町とか祖父江町になれば、今まで通り、祖父江町何々でその領収書

なりそういう細かいことになりますが、行政だけじゃなくて、住民とか、今、企業とかが苦しい時代に、そういうことまでも少し考えていただいたほうがいいという意見がありましたので、ちょっと述べさせていただきます。

恒川宣彦 委員（平和町）  
会長。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
ありがとうございました。はい、どうぞ、恒川委員。

恒川宣彦 委員（平和町）  
鈴木委員さんとディスカッションするつもりはありません。  
私どもはあくまで住民参加ということで、この際、多少費用かかるとは思いますが、そんな公募ですからね、そんなにお金はかからないと思います。  
従ってね、僕はいつも言っているように、行き先は一緒だと思うの。  
だけど住民参加という意味において、そうした方向付けをしていただきたい。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
はい、ありがとうございました。  
はい、事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）  
すいません。先ほどの公募につきまして、協議会で議長のほうから決定を諮っていただきますよう、お願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
はい、後ほど。はい。（事務局に向かって）

事務局（渡辺義憲 事務局次長）  
今、お諮りいただければ。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
今、公募の意見が出てまいりました。  
この協議会として、公募をさせていただくという方向付けをさせていただいて、委員の皆さん方のご同意がいただけますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

内藤和秀 委員(稲沢市)

稲沢の内藤でございます。

稲沢市としてはですね、今、商工会議所の会頭が今日おみえでございますけれども、やっぱりその、この間うまいことを言われました。

デメリットを少なくするということですね、大変感銘をしたわけでありましてけれども、是非とも稲沢市というふうをお願いをしたいというふうに思いますので、今、結論をというふうに言われましても、ちょっと困惑をいたす次第でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

公募の方法にもよると思いますが、今、稲沢市とこだわっていただく際に、どういう公募をするのかなあという、あれが出てくるのですけれども。

例えば、稲沢市、祖父江町、平和町と書いて、その他に新しい名称を募集しますというのか、そして公募にするのか、全く白紙にしておいて公募とするのか、そういう方策等もご意見も、今、稲沢の委員さんからは稲沢でやって欲しいと。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

古池庸雄(愛知県尾張事務所長)

これもまた、各地域でいろいろあるようであります。

ただ、先ほど恒川委員が言われたように、確かに公募の意味というのは極めて大きいと思います。

住民参加というけれど、まさにそうだろうと思っています。

皆さんにどの範囲までやるのか、例えば稲沢、祖父江、平和の住民にするのか、若干広げるかというのは、いろいろあるわけでありましてけれども、こうしたものに住民の方が参加しているという意識が、僕は大事だろうと思っています。

しかも、公募するから祖父江の名前であるとか、平和の名前であるとか、稲沢の名前をなくすわけではありませぬので、それも候補の一つとしてですね、その選択の中でまた

入れていただければ、皆さんが客観的に参画できる意識の中で、その結果を待てばいいのではないかと、それも参考にするのか、それに従うのかということで気になりますけれども、少なくとも一つの基準としては公募という方法によって、皆さんから遍くそのご意見をいただくということが、こうした市町村合併を進めていく上での大きな要素であろうと私は思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。お聞きの通りでございます。

一応、公募につきましては、公募させていただくという方向付けをさせていただいてよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

吉川 昭 委員（稲沢市）

稲沢の吉川です。

これ、各地区の住民懇談会の中でも、公募という意見はあったと思います。

けども、やはり議会との調整をする中で、次回までの時間をいただくようなことで決めていただいたらどうですか。

ここで今、白黒着けてしまうよりはですね、公募にしてもそういう意見があったよということをやっぱり議会の皆さんにも説明しながら、どういう方向付けでいくかということにさせていただいたほうが、公募というのも昨日のシンポジウムでもガバナーで、やっぱり住民参加ということも言われておりますので、そういうこともあるかとは思いますが、一応、議会の皆さんにもお話を申し上げて、そのような方向なら方向で、次回の協議会で決めていただくようにご提案したいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

それぞれの市町、また理事者、議会等もでございます。

ただいまの意見のように、関係でよく調整をさせていただいて、また、この委員会に持ち上げて方向付けをしていただく、ということにさせていただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

若干時間をいただいて、そのような方向で。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

恒川宣彦 委員(平和町)

今、稲沢の助役さんが言われたんだけど、もう既に提案は第2回目にされているものから、平和町の議会としてはお話してあります、正直言って。

だから、これからもあることですので、ここで提案されたのは、議会は議会できちんと検討して、出て来てもらわなければ困る。

以上。

議長(服部幸道 稲沢市長)

そういうご意見でございますので。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

先ほど所長さんも言われましたけど、このことがね、公募そのものが大きな決定の要素でありますけど、最終決定はこの協議会の中で提案することですし、また会長からは、稲沢市という提案が現実になされているわけですね。

その上で公募の結果として違う名称がいくつか出たと、その上で最終決定はここで、今の論議、いろんな、先ほど鈴木委員のほうから言われたことも、一つの論議かも分かりませんが、そういう論議をしながら決めていくことですので、そこらへんはできるだけ僕は、早く合併が広く町民の皆さんに浸透するような恰好の一つの大きな材料として、是非、早急にご検討をお願いしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、内藤委員。

内藤和秀 委員（稲沢市）

ありがとうございます。

いろいろと今、ご発言をいただいているわけですが、ちょうど基本4項目の二つが残って、この新市名ということになっておりますが、これを何とかですね、12月にはですね、決めていきたいなと私のほうとしてはそのように思っております。

新市の名称を稲沢市ということで提案をされておりますので、このことについてもまた、帰ってよく検討しながら、こういう公募の意見も出とったと。

また、公募の方法といっても、今、議長さんがおっしゃいますようにいろんな方法があるわけですので、その方法なども事務局のほうでこんな方法ではどうだろうかというような方法論もいろいろご検討いただいでですね、何とか今年中にはこの問題も解決をしたいというふうに思うわけですが、いかがでございましょうか。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、いろいろとご意見いただいておりますが、引き続き継続協議とさせていただきますということで、ご了解がいただければ進めたいと思います。

どうぞよろしく。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

吉川 昭 委員（稲沢市）

今、稲沢市と決めたという話が出たというのですが、これは稲沢市ではなくて、幹事会の中で決めて提案させていただいたということですので、誤解のないようにひとつお願いします。

稲沢市だけで決めたのではなしに、祖父江、平和の幹事の皆さんで決めさせていただいたということですので、何か稲沢市が横着で決めたように取られてもちょっとあれですので、次回に決めていただくことは、ひとつお願いしたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

幹事会の総意の中で、提案をさせていただいたということでございます。

ただいまからお願いをしておりますように、引き続き継続協議とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、協議第3号「財産及び債務の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

17ページをお願いいたします。

協議第3号 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、同種の目的の基金は、統合し新市に引き継ぎ、特定目的基金は、原則としてそのまま新市に引き継ぐものとする。

又は

中島郡祖父江町及び中島郡平和町の財産及び債務は、すべて稲沢市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、同種の目的の基金は、統合し稲沢市に引き継ぎ、特定目的基金は、原則としてそのまま稲沢市に引き継ぐものとする。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

若干補足の説明をさせていただきますと、この案件につきましては、協議中の合併の方式に対応いたしまして、両案を併記させていただいております。

どちらにいたしましても、合併後の市、いわゆるその新設合併の場合は新市、編入合併の場合は稲沢市に、合併市町の財産及び債務を全て引き継ぐことを提案させていただいております。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

これ、稲沢市の部分も本当は、新市にしておかなければならないことない…。(事務局に向かって)

事務局の説明が終わりました。

何かご意見ありましたら、頂戴いたしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町の野村です。

今の説明で結構ではありますが、都市計画税でありますけれども、これについては、今の稲沢市さんにおかれましては、当年ごとに使われておるということをお聞きしますし、平和町さんにおかれましては、都市計画税は取ってみえないと、そういうお話も聞きますので、祖父江町においては、今、10億ぐらいの基金がありますが、これについてはできれば祖父江町のほうで使わせていただきたいなと、そういうお願いであります。よろしくお願ひいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

これらの問題は幹事会。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

幹事会はもちろんそうでございますが、これらにつきましては、それぞれ分科会、専門部会の所で協議をいたしておりますので、それらを含めて、順次、幹事会の所に上がってくるという状況でございます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

この中に基金の中に含まれてないですね。

都市計画税の部分の10億という話。

事務局（大野紀明 事務局長）

はい、事務局の大野です。

基金につきましては、それぞれ特定目的基金というのがございます。

これはいろんなその各市町で、ある一定の建物建設、あるいは道路建設等ございます。

それらのものについては、それぞれ特定目的基金別に積んでいく。

財政調整基金というものがございます。これらについては、プールにするのかどうするのかというのは、今後検討していかなければなりません。いずれにしても新しい市についた時に、この事業をどうしようか、例えば、新市においてこの事業はするべきかどうな

のか、そういうことを含めてですね、基金の取り扱いについては議論がされると思います。

それが新市の計画でどこにするのか。

一定的な考え方としては、その事業が着工しているもの、そのようなものについては、そのまま投入されますし、それだけで事業ができない場合については、不足分については補ってその事業の完成に向けて考えていかなければいかんと。

ある一定の都市計画税のものについては、また今日ご提案なさるとは思いますけれども、都市計画税の賦課の状況、そのようなことによって取り扱いが違ってくるとは思います。

それらを総合的に踏まえてですね、基金については協議されて参ります。

そんなことでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

野村委員さん、よろしゅうございますか。

野村英治 委員（祖父江町）

よろしいですか。そうしますと、これはお願いですので、意見として聞いていただきますように、よろしく願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、事務局、心して説明をして下さいよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

恒川宣彦 委員（平和町）

恒川です。今の財政問題ですが、私ども議会としてはですね、擦り合わせ項目については関知せん、事務局に一任をしておるような形ですが、こういう問題で論議される場があればですね、私ども、今、お話がありました特別税を取っておりませんので、町長、首長もお見えになりますが、この問題にどう対応したらいいかということで、再三、頭を悩ませておるわけです。

これ取っておればですね、これは問題ないわけですが、取ってないものですから、それによって下水のいわゆる施設費もですね、他と同じ料金でいただいておりますね。

あんたのほうは500円/㎡とか、周辺対策は250円とかいう、安い金でやってみるんですが、私どもその特別税というものを設定しておりませんので、平和町一円ですね、下

水道の入会料あるいはまた使用料等についてもやっておるわけですので、幹事会でそう平和町を殺さんように、ひとつ私ども話ができるようにですね、お願いしたいと、町長さん笑ってござるけど、一番頭痛いと言ってござるで。

ひとつ幹事会でよく検討して下さい。

以上。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。幹事会の皆さん方には、よろしくお願い申し上げます。

それぞれ、今日までも住民負担かける場合は、調整条例やいろんなことをそれぞれの市町の議会にかけて取り組まれておることでございますので、こうしたものを集約して、今ここに財産等の掲げられておる部分についての問題でございまして、今の基金の中身の問題やら都市計画税の問題については、また別途の項目で出てくると思います。

どうかそんなことで、事務局よろしいですか。

事務局（大野紀明 事務局長）

はい。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。他に委員の皆さん方から、財産について、ご質問ないようございましたら、次へ進ませていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは ご異議もないようでございますので、協議第3号「財産及び債務の取扱いについて」は、合併の方式に応じて提案のとおり承認させていただきます。

続きまして、協議第4号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」及び協議第5号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、合併の方式との関連がございますので、一括して議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

4号、5号につきまして併せて説明をさせていただきます。

まず、協議第4号でございます。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期については、\_\_\_\_\_とする。

という形でございます。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

補足説明をさせていただきます。

この議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましても、合併の方式に関する協議の方向付けによりまして、検討する内容も変わってきますので、白紙提案とさせていただきます。

合併の方式に応じた選択肢につきましては、27ページから29ページのほうに資料をつけさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

続きまして、協議第5号につきまして、説明をさせていただきます。

37ページでございます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期については、\_\_\_\_\_ とする。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

補足説明をさせていただきます。

この、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、白紙提案となっております。

先ほどご協議をいただきました合併の方式、あるいは議会議員の定数及び任期の取扱いなどの協議事項の方向付けを踏まえながら、協議をしていただく内容のものでございます。

以上でございます。

4号、5号併せて説明をさせていただきました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。事務局の説明が終わりました。

ただいま、議案となっております4号、5号につきましてご意見がございましたら、頂戴いたしたいと思っております。

はい、ご意見はございませんか。

恒川宣彦 委員（平和町）

編入も新設も決まっていないのに意見が出せない。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、委員さんの中から編入、新設が決まってないのにそんな言い方はないという、これはまた早く協議をしていただいて、進めさせていただきたいと思いますが、他の委員の皆さん方、ご意見ありましたら。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

鈴木恵理子委員（稲沢市）

よろしいでしょうか。

稲沢市の鈴木ですけれども、何回もすみません。

議員の方の定数のことですが、かなり特例法といいまして、任期がついていると思うんですけれども、やはりその住民ばかり痛みを伴うということでありましたら、その住民の代表であります議員さんも、やはりその特例法とかあまりつけずに、前向きにもう少し人数削減でリストラではないですが、考えていただきたいなと住民を代表してそういうふうに思いました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

意見でございます。

こうして3号議員の皆さん方の意見は意見として、我々管理者、2号委員の皆さん方も念頭において、ご議論、ご理解をいただければ幸いかと思います。

4号、5号につきまして他にご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご意見もないようでございますので、協議第4号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、協議第5号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、本日の協議第1号「合併の方式」に基づく協議が必要と判断されますので、継続協議といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第4号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、協議第5号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、継続協議とさせていただきます。

次に協議第6号「地域審議会の取扱いについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第6号につきまして、説明をさせていただきます。

地域審議会の取扱いについて

地域審議会については、\_\_\_\_\_ とする。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

補足説明をさせていただきます。

この地域審議会の取扱いにつきましては、地域審議会と同様に地域の意見を施策に反映させる役割を担っていただいております議会議員の定数及び任期の取扱いと関連して協議をいただくため、具体的な調整案につきましては、提案をいたしておりません。

例えば、この地域審議会を設置をする、しない等を含めまして、選択肢を示させていただく中で、協議をしていただく内容のものでございます。

若干これにつきまして説明をさせていただきますと、まず地域審議会につきましては、この制度につきましては、合併によって例えば、合併に対する懸念とか不安を払拭するとか、例えば議員さんの数が減少することなどによりまして、住民の意見が施策に反映されなくなるのではないかとといった懸念に対応いたしまして、平成11年の地方分権一括法による合併特例法の改正によって、創設をされた制度でございます。

資料の50ページのほうをご覧いただきたいと思います。

先ほどご説明をさせていただきましたように、この地域審議会を設置する、例えば、地域審議会に似たようなことを行う条例によって設置するもの、更には地域審議会を設置しないという三つの方式を、ここの所で提案をさせていただいているという内容のものでございます。

特に、地域審議会制度の概要でございますが、51ページのところに掲げさせていただいておりますが、まず1番。

先ほどと重複いたしますが、地域審議会とは合併によって住民の意見が施策に反映されにくくなるなどの懸念に対して、市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、先ほど申し上げましたように、平成11年に創設をされたという内容のものでございます。

この地域審議会の役割でございますが、こちらに書いてございますように、新市の事務に関して新市の長の諮問に依りて、審議または必要と認める事項について、新市の長に意見を聞いたり述べたりすることができるという内容のものでございます。

その下に、地域審議会の役割という形で例示で示してございますが、二つのものがございます。

まず、その新市の長の諮問に依りて審議するということと、更にはもう一つ、新市の長に必要と認める事項について意見を述べるということで、右のほうに掲載がしてございますが、新市建設計画の変更とか例えば基本構想、各種計画の策定等につきまして、新市の長がその地域審議会に対して意見を聞くという内容のものでございます。

更には、新市の長に対しまして意見を述べるということで、例えば新市建設計画の執行状況はどうであるとか、各種施策の実施状況等はどうであるかということが、その地域審議会制度の概要でございまして、50ページのほうの資料に戻っていただきますと、先ほどの地域審議会を特例法に基づいて設置する場合、ちょうど真ん中でございますが、こちらに書いてございますが、附属機関として条例によって設置をするもの、更には地域審議会等設置をしなくて地域の議会議員さんや、いわゆるその市の広報、広聴事業、更には市民の皆さんの参加によりまして、地域のことについて施策を反映させていくという、この三つの選択肢があるということで、説明に代えさせていただきます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

協議第6号につきまして、ご質問のある方、ご意見を頂戴いたしたいと思っております。

ご意見はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、恒川委員。

恒川宣彦 委員（平和町）

恒川ですけど、今のお話をお聞きしたわけですが、この審議会というのはあくまでも諮問するだけで、決定的、いわゆる権利というか、権利という言い方は悪いか知らないけど、この案がまとまって、今度新しい首長が聞きおくということの会でないかな、というふうにするのですが、そのへんのところどうですか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい。新市の例えば計画等に関しまして、新市の長から諮問を受けた場合ですね、必要に応じまして、長に対して意見を述べるができるその付属機関ということでございます。

意見を述べるという。

恒川宣彦 委員（平和町）

そうすると、あれですね。いろいろなことをお話するということだね。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

ええ。それとですね、特に新市の建設計画につきまして、この例えば変更をする場合につきましては、この地域審議会の意見を聞くということが義務付けられております。

新市計画につきましては。

恒川宣彦 委員（平和町）

ああ、そうですか。そういう義務付けがあればですね、私のほうは、この会をひとつお願いしたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

この審議会の運営については、この会を通じての審議会になりますので、この委員会でお諮りを協議を願ったことを諮問するの。

市町の意見をまとめてもらうの。どういう……。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

これはですね。新市になった……。

議長（服部幸道 稲沢市長）

新市になった時。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい、そうです。

議長（服部幸道 稲沢市長）

新しい市が誕生してから困り事がある時には、この諮問委員会に諮問をして、住民の意見を広く聞いていくと。

まず新市が誕生することが、要件ですね。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

これにつきましては、新市の誕生するその前にですね、このことを作るかどうかということをお決めいただくという内容のものでございます。

あくまでもですね、この単位につきましては、その合併市町村の単位ということで作るという内容のものでございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

そうすると、各市町で諮問機関を作るということですね。はい。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

作るという制度でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

作ることができるという制度。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

そうです。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

すいません。そういう制度なら、平和町は作っていただきたい。  
要望しておきます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江の天野ですけど、この審議会につきましても、議員の定数とか残任期間、こういう関わりというのは当然のこととしてありますけど、しかし、この審議会については、私どもとしては過渡的な扱いとして条例化する必要性というのは、これはスリム化の観点から見ましても若干疑問を感じますので、過渡的な期限を持った5年、10年という期限を持った、特例法に関わった形での審議会を是非、祖父江の地にも作っていただきたい。

稲沢はどうかわかりませんが、よろしくお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。ご意見は祖父江町でも設置をしてほしいというご意見でございます。心して設置に向けての協議を進めていただきたい。

また、設置に向けての協議を進めていただきたい。

市町の意見も求めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしますを申し上げます。

その他に委員の皆さん方からご意見。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

内藤和秀 委員（稲沢市）

稲沢の内藤でございます。

事務局さんの話によると、これは議員定数が減ってしまうので、それを補完する意味において審議会なるものを設置するという、そういう意味合いでしょうか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

違います。説明の一つの例として、ご説明を申し上げたものでございます。

例えばそのことにまして、その住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないかな、という背景の中でこの制度が設けられたということも、否めない内容でございます。

内藤和秀 委員（稲沢市）

だから、今、私が申し上げたように、一緒のことでしょ。

議員の定数が減るから、それを補完する意味において、こういった審議会を設けていると市の行政をですね、携わっていくというか、市長からいろいろお話を聞く、そういうためのものだと。そういうふうに理解していいでしょ。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

そうです。はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

そういうことですね。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

急に言われてもよく分かりませんので、私のほうは、そういうことであればですね、そのような方向でまた検討させていただきます。

稲沢市としては、保留にしておいて下さい。

議長（服部幸道 稲沢市長）

他にご意見ございませんか。

ご意見もないようでございますので、協議第6号「地域審議会の取扱い」につきましては、「合併の方式」の協議とも併せて進める必要があると考えますので、引き続き継続協議として進めてまいりたいと思います。

ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議もないようでございますので、協議第6号「地域審議会の取扱い」については、継続協議とさせていただきます。

それでは次に、提案事項について移らさせていただきます。

提案第1号「地方税の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

それでは、ただいま議題となりました提案第1号「地方税の取扱い」について、説明をさせていただきます。

資料53ページをご覧ください。

まず最初にですね、申し上げたいことがございまして、地方自治体はですね、地域に密着した教育、保健、上下水道、消防などの仕事を行うために、地方税法やそれぞれの市町

の条例によって、こうしたことに必要な経費を税金という形で住民の皆様にご負担をいただいております。

ご承知のように、現行の地方税法では、市町村が課することのできる税としては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などの普通税と都市計画税、そして国民健康保険税などの目的税がございます。

このうち、地方税法によって税率が一定であるもの、変更の余地のないものは市町村たばこ税のみでございます。これ以外の税については、課税する項目が異なる場合がございますので、その調整が必要となってまいります。

以上のことを踏まえてですね、提案内容について説明をさせていただきます。朗読いたします。

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

#### 1 個人市町民税

均等割の税率については、合併翌年度（平成17年度）から2,500円（標準税率）に統一する。

納期については、合併翌年度（平成17年度）から祖父江町の制度に統一する。

減免については、合併翌年度（平成17年度）から稲沢市の制度に統一する。

#### 2 法人市町民税

法人税割の税率については、合併翌年度（平成17年度）から稲沢市の制度に統一する。

#### 3 固定資産税

納期については、合併翌年度（平成17年度）から祖父江町の制度に統一する。

減免については、合併翌年度（平成17年度）から稲沢市の制度に統一する。

#### 4 軽自動車税

納期については、合併翌年度（平成17年度）から祖父江町の制度に統一する。

#### 5 都市計画税

税率については、合併翌年度（平成17年度）に、現稲沢市域の税率を0.3%、現中島郡祖父江町域の税率を0.2%、現中島郡平和町域の税率を0.1%とし、合併2年後（平成18年度）に、現稲沢市域の税率を0.3%、現中島郡祖父江町域及び現中島郡平和町域の税率を0.2%とする不均一課税を実施し、合併後3年度（平成19年度）に、税率0.3%を新市に適用する。

内容につきまして説明をさせていただきますが、資料56ページから57ページに1市2町の現況が記載しておりますので、併せてご覧下さい。

まず、個人市町民税につきましては、地方税法の規定によりまして、1市2町とも標準税率を採用してございますため、同一となっております。

書いてございますように、均等割につきましては、地方税法に基づき、人口の区分により標準税率が定めてございまして、人口5万以上50万未満の稲沢市は2,500円、2町は5万人未満でございますので2,000円となっております。

新市が発足した場合、合併特例法第10条に、合併後5年間は不均一課税をすることもできる旨規定されてございますけれども、事前に1市2町の首長はじめ、幹事会、税務を所管する総務部会等で協議をいたしました結果、新市の一体性の確保、負担公平の原則により、新市発足時に均等割を新市の標準税率である2,500円とすることで、調整案として提案をさせていただいたものでございます。

納期及び減免の制度につきましても、1市2町で異なっておりますので、それぞれ、合併時に統一するという調整案とさせていただいております。

次に、法人市町民税につきましては、現在、2町では、法人税割の税率が標準税率12.3%となっておりますけれども、稲沢市では、資本金1億円を超え、又は資本金1億円以下で法人税額年800万円を超える法人につきましては、超過課税を行っておりまして、税率13.7%を適用しております。

これにつきましては、合併時に稲沢市の制度に統一することとし、超過課税をお願いしていくという提案内容とさせていただいております。

次に、固定資産税でございますけれども、納期及び減免につきまして、各市町で内容に差異がございまして、統一する必要がございますので、合併時に、それぞれ制度を統一するというところで提案をさせていただいております。

次に、軽自動車税についてでございますけれども、1市2町とも標準税率を採用しており、税率に差はございませんが、納期につきまして、市町間で異なっておりますので、合併時に統一するという提案をさせていただいております。

最後に、都市計画税についてでございますが、本税は、現在、稲沢市及び祖父江町で課税されてございまして、平和町では課税されておられません。

また、税率につきましても、稲沢市は0.3%、祖父江町は0.2%と違いがあるものでございます。

これは、2町において2か年度の段階的な経過措置を経て後、合併後3年度、平成19年度には、現行の稲沢市の税率である0.3%を新市に適用していくということで提案をさせていただいております。

資料の55ページの提案理由にもございますとおり、公正かつ中立な税制であることが前提であるものの、都市計画税のように関係市町間で賦課に関して、大きな差異があるものに関しましては、激変緩和のための経過措置を講じる必要があると考えるものでございます。

なお、都市計画税による財源につきましては、現在、稲沢市においては、都市公園整備事業や土地区画整理事業、公共下水道事業などに充当し、祖父江町におかれては、街路や公共下水道事業などに充当されておるところでございます。

合併後の新市における都市計画税による財源につきましては、市街化区域内における生活環境整備に係る事業に充当することとして、税収の増加分については、当面の間、それぞれの地域におけるサービスの維持、向上及びハード事業の実施のために振り分ける方向で、現在調整をいたしておるところでございます。

また、これは、都市計画法との関連もございますので、新市発足後、都市計画自体の見直しも併せて行っていく必要があるというふうに考えてございます。

なお、国民健康保険税については、今後の協議において別途提案をさせていただく予定をいたしております。

以上、提案第1号「地方税の取扱い」について、ご説明をさせていただきました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案第1号の説明が終わりました。

この内容につきまして、ご質問がございましたら頂戴いたしたいと思います。

ご質問はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、恒川委員さん。

恒川宣彦 委員（平和町）

今の都市計画税については、先ほど詳細に渡ってね、うちのほうは下水なんかも全部一緒だということだもんで、5年据え置きにしてもらおうと、ちょうど下水がやれるんだ、平和町のね、今の市街化区域が。

そういうやっぱり配慮だけ、うちのほうのことだけ言っとっては申し訳ないけど、これは異なるということは、取っとる人の中で3%と2%は異なるんだけど、全くないものを異なると言わんでな。

日本語は難しいんだけど、そのへんのところ慎重に検討してみえると思うんですけど、そういうやっぱりその一般財源と違う面については、より慎重にやってみえると思うが、なお慎重にひとつお願いしたいと思います。

以上。

議長（服部幸道 稲沢市長）

他に、ご意見ございませんか。

ただいまのご意見、よく事務者間で調整をしていただいて、詰めをお願いしたいと思います。

他に、委員の皆さん方からご質疑はございませんか。

ご質問もないようでございますが、提案第1号「地方税の取り扱いに」につきましては、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

続きまして、第2号「一般職の職員の身分の取り扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

失礼いたします。

提案第2号「一般職の職員の身分の取り扱い」について、ご説明をさせていただきます。

資料65ページをご覧ください。

この議案につきましては、合併の方式によって制度上の差異がございますので、両論併記の形になっておりますが、内容については全く同一でございます。

朗読をさせていただきます。

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職員間の均衡を考慮して公正に取り扱う。  
なお、給料については現給を保証する。
- 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、新市において定員管理の適正化に努める。
- 4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

又は、

- 1 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて稲沢市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。

なお、給料については、現給を保証する。

- 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、合併後に定員管理の適正化に努める。
- 4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

この場合、前段が合併の方式が新設合併とされた場合、後段が祖父江町、平和町を稲沢市に編入する編入合併とされた場合の調整内容でございます。

67ページをご覧ください。

提案理由につきましては、書いてございますように、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、現にその職にある一般職の職員が、引き続き合併後も身分を保有するよう措置するとともに、同条第2項の規定により職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、職員のすべてに通じて公正に処理をするためでございます。

68ページをご覧ください。

法令、取扱い通知を掲げてございますけれども、2番目にございますように、市町村の合併の特例に関する法律では、第9条第1項において、合併関係市町村が、その協議によって、合併の際に、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置するよう義務付けてございます。

また、第2項においては、合併市町村が職員の任免、給与等の身分取り扱いに関して、職員のすべてを通じて公正に処理しなければならないことを定めております。

今回のこの本件の提案につきましては、これら特例法に定められた内容に沿って、適切に処理するためのものでございます。

なお、1市2町で構成する稲沢中島広域事務組合が、1市2町の合併によって、構成団体が一つとなり、当然に解散をいたしますので、その一般職の職員も、特例法の規定に基づいて取り扱うものでございます。

それでは、個々の制度の現況及び個別の調整案につきまして、ご説明を申し上げます。

70ページをご覧ください。

まず、職員定数につきましては、平成15年4月1日現在、稲沢市においては999人、祖父江町においては184人、平和町においては116人の合計1,299人、稲沢中島広域事務組合においては266人の職員が勤務をいたしてございます。

調整方針にございますように、これらの職員につきましては、新市へすべて引き継ぐものとし、職員定数につきましては、合併時には、現在の職員数によることといたしまして、新市において定員管理の適正化に引き続き努めていきたいとするものでございます。

続きまして71ページでございますけれども、職員の職名、補職名及び職階でございます。

これらにつきましては、稲沢市の制度を基本として合併時に統一することといたしますが、消防吏員につきましては、稲沢市に職務の性質に応じた職名等がございませんので、現在のとおりとさせていただきたいというふうに考えてございます。

72ページをご覧ください。

続いて職員の服務についてでございますが、現在1市2町、組合では職員の休息時間が異なっております。

稲沢市及び組合においては午後5時から午後5時15までを休息時間とし、祖父江町、平和町においては、午後3時から午後3時15分までを休息時間に当ててございます。

これらにつきましては、合併時までに、稲沢市及び組合の休息時間を祖父江町、平和町と同一とする見直しを図りたいとするものでございます。

次に職員の給与及び旅費についてでございますが、稲沢市及び組合は、行政職給料表において10級制を採用しておりますけれども、祖父江町、平和町は8級制を採用してございます。

この点につきましては、現職員の現在の給料を保証するとともに、合併時に給料表を10級制の稲沢市に統一をさせていただきたいとするものです。

続いて、その下でございますけれども、初任給基準につきましては、稲沢市及び組合が、一般職員について大学卒が2級3号であるのに対し、祖父江町、平和町が2級2号としてある等の差異がございます。

この点につきましては、合併時に初任給基準を稲沢市のものに統一するとともに、給与水準につきましては、現給を保証しながら、当該職員の新市における職階に応じて調整していきたいとするものでございます。

続いて、行政職給料表級別標準職務分類につきましては、稲沢市及び組合が10級制を採用し、祖父江町、平和町が8級制を採用している関係上、その職務に対応する給与表上の格付けが異なっておりますが、これにつきましても、稲沢市の制度を基本として、合併時に給料表の級別標準職務分類を統一したいというものでございます。

管理職手当につきましては、稲沢市及び組合が部長職の100分の18から副主幹職の100分の12までを定め、祖父江町、平和町が部長職の100分の15から課長補佐相当職の100分の10までを定めてございますけれども、これにつきましても稲沢市の制度を基本として、合併時に統一をしたいと考えておるものでございます。

続いて、調整手当についてでございます。

地方公務員の給料表は、全国一律に策定されております国家公務員の給料表に準拠してございますけれども、全国平均に比べて物価や生計費が特に高い地域に勤務する職員に対して、これら以外の地域に勤務する職員との均衡を図るために、調整手当が支給できるとされておるものでございます。

稲沢市及び組合については100分の10、祖父江町及び平和町については100分の

8の割合で調整手当が支給されてございます。

この点につきましては、合併時に稲沢市に統一してまいりたいと考えております。

続いて74ページの期末手当でございますけれども、祖父江町、平和町につきましては、職階の区別なく、6月に100分の155、12月に100分の170の支給率となっております。

これに対しまして、稲沢市及び組合におきましては、課長職以上の特定幹部職員の支給率が期末手当について20%少なく、その分、勤勉手当に20%多く配分をされてございます。

この点につきましても、稲沢市の制度を基本として、合併時に統一をしてまいりたいと考えております。

続いて75ページの旅費についてでございますが、これにつきましては、稲沢市及び組合、祖父江町及び平和町において、それぞれの区分等に差異がございますけれども、合併時に稲沢市に統一いたしてまいりたいと考えておるものでございます。

職員の退職制度についてでございますが、稲沢市及び組合につきましては、退職手当基金あるいは引当金を積み立てながら、自らの条例によって制度を運用いたしておりますけれども、祖父江町、平和町においては愛知県の市町村退職手当組合に加入をされ、退職手当に係る事務を共同処理されてございます。

退職手当組合の脱退加入、特に脱退につきましては、過去にもあまり例がなかった状況ではございますけれども、県内各地で合併の議論が進展する中で、現在、退職手当組合では、合併に伴う脱退加入の際の負担金の清算について、制度の見直しや再整備の議論が進んでいると伺っております。

現在のところ、現行の制度を前提に、合併時に2町が退職手当組合を脱退し、新市においては現在の稲沢市及び組合と同様に、自らの条例によって制度を運用していく方向で調整を進めておるものでございます。

以上、一般職の職員の身分の取扱いについてご説明をさせていただきました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案第2号「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

ただいま、事務局の説明が終わりました。

中身につきまして、ご質問がございましたら、頂戴をいたしたいと思っております。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

恒川宣彦 委員（平和町）

事務局にお尋ねいたします。

これ、稲沢市さんに合わせるということは、平和町の場合は稲沢市より安いわけですね、現行が、そのように受け賜っておるのだが。

これ、前の稲沢の議長が特に言ってみえたのですが、リストラだと。

合併によって職員の給料が上がるというようなことはとんでもない話で、これも一応、いわゆる特別税と一緒に、5年ぐらいはやっぱり祖父江町、平和町の延長線でもっていつてね、それで稲沢市のいわゆる職員という扱いをしてもらわんと、なんだ合併して職員だけ給料が上がったがや、という話になってはまずいで、ちょっと検討してちょうだい。

意見として。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、ご意見につきましては、また皆さん方、よく連携取りながら調整をさせていただいて、進めてまいりたいと考えております。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

吉川 昭（稲沢市）

ちょっと説明させていただきますけども、上がるという。

今の稲沢市は10級制を引いておりまして、祖父江町さん、平和町さんは8級制ですので、部長さんが、祖父江町さん、平和町さんは8級だと思えます。これで現給を保障するというのはですね、祖父江町さん、平和町さんからいきなり部長というのはいりえないということを一とつご理解していただきたい。

8級は8級でそのとこへいくと。ただし、管理職手当の率がですね、多少違います。

多少違いますので、ほとんど同じだと思うのですけれども、部長さんで言いますと、今でいうと課長職でございますので、管理職手当は15ということで、ほとんどあれですけども、ただ補佐のところでは多少その手当が良くなるということで、現給を保障するというで、幹事会では統一させていただきましたので、特別上がるとか下がるということはないというふうにご理解をいただきたいと思えます。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）  
はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

これは井戸端会議だけど、稲沢の職員さんは職員組合がしっかりしてござるもんで、給料が高いという話を聞いておるもんだから、これはアップするなあと。

そういうことはないと、今、助役さんが言われたもんですから、それならそれでええし。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
他にご質問ございませんか。

ご質問もないようでございますので、先に進めさせていただきたいと思います。

他にご質問ございませんか。ご質問もないようでございますので、提案第2号「一般職の職員の身分の取扱いについて」は、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

続きまして、提案第3号「特別職の身分の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

続いて、提案第3号「特別職の身分の取扱いについて」ご説明をさせていただきます。

1市2町では常勤の特別職として首長のほか、助役、収入役、教育長が、そして非常勤の特別職としては、議会議員、各種審議会議員などが置かれてございます。

この協定項目では、これら特別職の身分について、その取扱いを協議いただくものでございます。

77ページをご覧ください。

ここでは、合併の方式による制度上の差異に応じて、両論併記の形になっております。内容についても、合併の方式に応じ、若干の相違がございます。

朗読をさせていただきます。

特別職の身分の取扱いについて

- 1 新市の職務執行者については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
- 2 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについて、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用する。  
なお、法に特別の定めがない場合には、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
- 3 常勤の特別職（教育長を含む。）に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。
- 4 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。

又は、

- 1 常勤の特別職（教育長を含む。）の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
- 2 常勤の特別職（教育長を含む。）に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。
- 3 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。

この場合も、前段が合併の方式が新設合併とされた場合、後段が祖父江町、平和町を稲沢市に編入する編入合併とされた場合の調整内容でございます。

79ページをご覧くださいと思います。

合併の方式が新設合併とされました場合には、3人の首長をはじめ、1市2町の特別職はすべて失職をいたします。

このため、行政が滞らないように、首長をはじめ、一定の期間については、法律上の経過措置が設けられてございます。

まず、首長につきましては、地方自治法施行令第1条の2の規程に基づき、1市2町の首長であった者の協議により、市長職務執行者が置かれ、新市長が選挙されるまでの間、市長の事務を執行するとされてございます。

提案の1は、この規定を適正に執行するためのものでございます。

また、行政委員会のうち、別に協議をいただいている農業委員会のほか、選挙管理委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会についても、法令上に新設合併に伴う経過措置が定められてございます。

選挙管理委員会につきましては、新市の選挙管理委員会委員が議会で選挙されるまでの間、1市2町の選挙管理委員会委員の互選により定めたものが、臨時選挙管理委員会委員に充てられることとされてございます。

続いて、教育委員会につきましては、新市長の選挙後、最初に召集される議会の会期の未まで、1市2町の教育委員会委員のうちから新市職務執行者が、臨時委員を選任することとされております。

なお、教育長については、新市の教育委員会委員が任命されるまでの間、臨時教育委員会委員の互選による臨時の教育長が、設置されるものでございます。

このほか、固定資産評価審査委員会の委員についても、1市2町の固定資産評価審査委員会委員のうちから、新市の職務執行者が臨時委員を選任できる規程がおかれてございます。

提案の2は、このように法に特別の定めがある特別職及び行政委員会委員については、それらの規程を適用させていただき、特別の定めがないものについては、1市2町の長が別に身分の取扱いについて協議するというものでございます。

ただし、新設合併の場合は、新市の特別職の任命権者である新市長が、あらたに選挙されることとなりますので、この場合の協議はある程度限定されたものになろうかというふうに思っております。

提案の3については、常勤の特別職の報酬等の取扱いを定めるものでございまして、常勤の特別職の報酬等については、市町村の規模等によってその差があるという現状ではございますけれども、新市の特別職の報酬等については、その職責職務の性質等を勘案して稲沢市の現行制度を適用をしたいとするものでございます。

提案の4につきましては、非常勤の特別職の報酬等の取扱いを定めるものでございます。

これら非常勤の特別職には議会議員のほか、各種審議会委員等が含まれてございますけれども、議会議員についてはその身分、取扱いを現在協議中でございますし、各種の審議会等につきましても、それぞれの機関の存続や統廃合について、個々の事務事業の分野に関係する協定項目として、協議をいただくことになってございます。

従いまして、これら非常勤の特別職の報酬等につきましては、それぞれの事務事業等に関する協議会の協議結果を踏まえて、合併時に統一できるように調整をさせていただきたいという提案でございます。

合併の方式が稲沢市への編入合併の場合におきましては、新設合併の場合と異なって稲沢市の特別職が在職し、組織も存続しますので、新設合併の場合における提案1及び2に相当する定めを置く必要はございません。

代わりに、合併に伴って失職する祖父江町、平和町の特別職の身分の取扱いについて、1市2町の長が別に協議して定めるという調整案を提案をさせていただきたくてございます。

提案の2については、新設合併の場合における提案の3に、提案の3については新設合併の場合における提案の4にそれぞれ対応するものでございまして、合併の方式による相違はございません。

資料 80 ページ、81 ページには、根拠となる法令を、82 ページには先進事例を掲載をさせていただきました。

なお、先進事例の中で特別職の身分の取扱いにおいて、審議会や委員会等の調整方針についても併せて取り扱っている例もございますけれども、当協議会においてはこれらの事項を別な取り組み事項として取りまとめて、諮問機関等の取扱いとして、別途協議いただきたいというふうに考えておりますので、申し添えさせていただきます。

83 ページ以降には、現況とそれぞれの項目ごとの調整方針を掲げておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思っております。

以上、「特別職の職員の身分の取扱い」について、ご説明をさせていただきました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案 3 号の「特別職の身分の取扱いについて」をご説明申し上げました。

この内容につきましてご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思えます。

ご質問はございませんか。

併せて、両論併記となっておりますことも、ご理解のほどお願いを申し上げます。

ご質問はありませんか。

ご質問もないようでございますので、提案第 3 号「特別職の身分の取扱いについて」は、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

続きまして、提案 4 号の「条例・規則等の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

引き続きまして、提案第 4 号「条例・規則等の取扱いについて」でございます。

89 ページをご覧くださいと思います。

朗読をいたします。

新市の設置に伴う条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次のとおり整備する。

- 1 原則として、類似、相違又は複数団体に制定されている同種のものについては、いずれかを基本に調整・統一をし、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 合併協議会で承認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理するものとする。

なお、施行方法による区分は、以下のとおりとする。

合併と同時に新市の市長職務執行者の専決処分により、即時制定して、施行する必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

合併前の市町の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

又は、稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。ただし、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

こちらには、協議中の合併の方式に対応して、両案を併記させていただいております。それぞれの提案理由は、91ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

合併の方式が新設合併とされた場合につきましては、稲沢市、祖父江町及び平和町はともに消滅をいたしますので、従来の各市町の条例、規則等はすべて失効をいたします。

また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合 稲沢中島広域事務組合の条例、規則等も失効することとなります。

そのため、原則として、新市において、新たに条例、規則等を制定し、施行をする必要があるということでございます。

そして、この場合には、当協議会で協議、承認された各種の事務事業等の調整内容に基づきまして、条例等を次の3区分に分けて施行していくことを提案させていただいております。

まず第1点には、地方自治法の第14条、第15条、第179条などに規定されております、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要のあるもの。

第2点目には、地方自治法施行令第3条に規定されております、新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、旧市町域に施行されていた条例、規則等を暫定的に施行される必要があるもの。

第3点目には、議案提案権が長にない条例、首長にない条例、各行政委員会の規則等、市長職務執行者の専決処分になじまないもの等で、合併後、逐次、制定し施行させることとするもの。

以上の三つの区分によって、条例等を整備して、施行していくという内容でございます。

次に、合併の方式が稲沢市への編入合併とされた場合でございますが、この場合には、稲沢市の条例、規則等が存続し、祖父江町及び平和町の条例、規則等は失効することとなります。

また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合 稲沢中島広域事務組合の条例、規則等も失効いたします。

そのため、原則として、稲沢市の条例、規則等を適用させていただくというものでござ

います。

以上、合併の方式によって、手続き等に諸々の違いはございますけども、どちらにいたしましたとしても、新市における条例、規則等の整備につきましては、当協議会で協議、承認されました各種の事務事業等の調整内容に基づいて、整備を図っていくということを提案させていただきます。

なお、条例、規則等に関する1市2町等の現況といたしまして、それぞれの条例、規則等の制定状況を平成15年9月25日現在で92ページにまとめてございます。

稲沢市においては、条例190本、規則211本、その他告示、訓令等が75本、同じく祖父江町は、条例128本、規則119本、その他70本、平和町は、条例132本、規則102本、その他64本、そして、稲沢中島広域事務組合は、条例が42本、規則が37本、その他55本となっております。

併せて、ご覧いただきたいと思います。

以上、提案第4号「条例・規則等の取扱いについて」ご説明をさせていただきました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案4号の説明が終わりました。

この内容につきまして、ご質問はございませんか。

ご質問もないようでございますので、提案第4号「条例・規則等取扱い」につきましては、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

続きまして、提案第5号「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

続いて、提案第5号「事務組織及び機構の取扱いについて」ご説明を申し上げます。

95ページをご覧いただきたいと思います。

この協定項目におきましては、新市の組織の整備方針について、ご協議をいただくものでございます。

朗読をさせていただきます。

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構については、「新市における組織機構の調整方針」により整備するものとする。

新市における組織機構の調整方針

本庁舎への管理機能の集約化と現有庁舎の有効活用を前提に、住民の利便性に最大限配

慮し、職員定数の適正化を図りつつ、より簡素で効率的な組織、機構を目指して段階的に整備をする。

- 1 住民の声を適正に反映できる組織・機構
- 2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- 3 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- 4 質素で効率的な組織・機構
- 5 合併直後に混乱のない行政運営ができる組織・機構

97ページをご覧くださいと思います。

提案理由につきましては、「現有庁舎の有効活用を図りつつ、住民の利便に最大限配慮し、より簡素で効率的な組織・機構を整備するため」というものでございます。

101ページをご覧ください。

左から1市2町及び広域事務組合の現況を掲げさせていただき、右端に具体的な調整方針を記載いたしてございます。

先ほど申し上げました整備方針に則って、具体的には、ここにございますように、当面、新市の組織を本庁、支所、市民センターとし、電子通信網をフルに活用した効率的な組織づくりをめざしていくものでございます。

また、現有の庁舎を有効活用することによって、合併時の組織再編に伴う経費を最小限に留めることといたしております。

これにより、当面、現祖父江町役場、現平和町役場は、それぞれ支所として整備していくこととなります。

また、合併の効果でありますところの組織の簡素化、効率化を追及しながら、住民の利便性を損なわないよう、新市における住民の窓口サービスの利用状況や事務の執行状況に応じて、合併後も引き続き新市において、組織、運営の見直しに取り組み、段階的に整備をしていくものでございます。

資料98ページには根拠法令等を、99ページから100ページには先進事例を掲げさせていただきます。

また、102ページから105ページに、1市2町の現在の組織図をお示しいたしましたので、お目通しいただきたいというふうに思っております。

以上、事務組織及び機構の取扱いについて、ご説明をさせていただきました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま提案第5号の説明が終わりました。

この内容につきまして、ご質問はございませんか。

いかがでしょうか。

ご質問もないようでございますが、この提案第5号「事務組織及び機構の取扱い」につきましては、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

ただいま提案させていただきました五つの項目につきましては、それぞれ検討いただく中で、次回の第5回の協議会におきまして、ご協議をいただきまして、方向付けをして参りたいと考えているところでございます。

それで、よろしゅうございますか。

それでは、次に、その他について移らせていただきます。

住民懇談会の主な意見等につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

資料の107ページをご覧いただきたいと思います。

「住民懇談会の主な意見等について」ということで、ご報告させていただきます。

107ページにおいては、それぞれ開催日と開催場所、そして参加者数、そして協議会委員のご出席いただいたことについて、まとめてございます。

総括を申し上げますと、稲沢市においては参加者が1,372人、祖父江町におかれては510人、平和町におかれては252人ということで、1市2町で合計いたしますと、2,134人の方が住民懇談会に参加をされました。

はねていただきまして、その中で、主な意見が出たものの概要をかいつまんでご説明をさせていただきますと、まず、大まかに大枠で囲ったのが一番左の列で、その次が発言の要旨、そしてその右側が、どの会場でどの種の発言がされたかということでございますが、まず、この会場で多かったところをかいつまんでご説明させていただきます。

まず、一番上の所ですけれど、「合併のメリット、デメリットがわからない」、これを説明してくださいということ、その二つめですけれども、「5月の住民説明会資料に『高いサービス水準と低い負担という原則』が明記されていたが、財政的に厳しいと思われるが、市民へのサービスがこれからどうなっていくのか。合併によってサービスは、低くなるのか高くなるのか教えてほしい」というご意見が、このページでは多うございました。

109ページにいらっしゃいますと、これも多くの会場で求められた意見でございます。「合併によって地方税等負担が高くなることはないか」、下から三つめのボックスでございますけれども、「合併によって地方税が高くなることは」あるいは「税金は安ければ安いほどよい」。

次に、「国民健康保険税はどうなるか」、「国民健康保険税について、この表のみでは比較できない。もう少し例を挙げていただきたい」、「国民健康保険税、固定資産税、都市計画税等がどうなるのか」、こういったご意見が多くの会場で聞かれたものでございます。

はねていただきまして、111ページ、これは少し違った観点からではあると思います

けれど、「祖父江町新町長の公約であった住民投票はいつ行うのか」、あるいは、下から2つめのボックスですけれども、「住民意識調査はどう行うか。合併の賛否を問うものであれば対象者が10%というのは少ないのではないか。もう少し広く行うべきではないか。」というご意見。

それからはねていただきまして、112ページでございますけれども、一番上のボックスですが、「住民サービスがプラスに働くのかマイナスなのか、そこを判断する必要があるので、合併における合意の形成に向けて何回も説明会をしてほしい。もしくは詳しい情報提供を行ってほしい」、こういった意見が多くのお会場で出されたものでございまして、あと、それぞれ項目ごとにまとめてございますので、後ほどご覧いただければということで、事務局の説明とさせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、住民懇談会の主な意見等につきまして、説明が終わりました。何か、このご意見、ご質問がございましたら、いただきたいと思っております。ご質問はございませんか。

（「ありません」という声あり）

3号委員の皆さん方、よろしゅうございますか。

ご意見、ご質問もないようでございます。

合併協議会の次の予定につきまして、説明をして下さい。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

協議会資料113ページ。

今後の「合併協議会開催予定について」でございますけれども、第5回の協議会を平成15年11月5日（水）午後1時30分～4時30分、場所は稲沢市市民会館小ホール。

内容につきましては、B群調整案についての協議、C群調整案についての提案。

そして第6回の協議会は、平成15年12月4日（木）午後1時30分～4時30分、同じく、稲沢市市民会館の小ホールで、C群調整案についての協議、D群調整案についての提案ということで、開催をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、予定につきまして、ご説明をさせていただきました。

何か、ご意見、ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思っております。

ご意見、ご質問もないようでございますので、この予定のように進めさせていただきますので、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

合併協議会の開催予定につきましては、このように進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日予定しております議事は、すべて終了いたしました。

長時間、慎重審議賜りまして、誠にありがとうございます。

第4回の会議を終了させていただきます。

お渡ししました協議会の資料第4回につきましては、先進の事例もございます。

次回の協議会で、また慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

午後4時25分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成15年11月14日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 天 野 晋 印

議事録署名者 柴 田 隆 史 印